



居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書（管理栄養士）

- 1、当事業所は富山県知事の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所です。
（事業所番号 1610610469）
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う管理栄養士は、常勤1名です。
- 2、要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、訪問による計画的かつ継続的な医学的管理に基づいた医師の指示により、管理栄養士が利用者のケアマネージャーや、サービス事業所への情報提供、並びに利用者及び家族への食事療養に関する指導助言を行います。
- 3、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、月～金曜日の午後1時30分から午後4時30分を実施します。
但し上記の曜日が国民の祝日、及び8月14日～8月16日、12月30日～1月3日は休診します。
- 4、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、1回につき下記の指導料を徴収します。
但しいずれも1月に2回が上限です。尚、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は、公費制度により負担金が補助されることもあります。
- 5、交通費については、以下の取扱いで徴収させていただきます。
当事業所を拠点として1kmにつき22円（税込）です。生活保護世帯の方については、各市町村により交通費を補助する制度もありますので、遠慮なくお申し出ください。
- 6、苦情等申立窓口について
 - ①当サービスについて不明な点や疑問、苦情等がございましたら、相談窓口までご相談下さい。
※総責任者は管理者となります。 電話：076-475-3332
 - ②苦情受付機関は下記の通りです。

滑川市役所福祉介護課	住所：滑川市寺家町104	電話：076-475-2111
富山県国民健康保険団体連合会	住所：富山市下野字豆田995の3	電話：076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会	住所：富山市安住町5の21	電話：076-432-3280
- 7、介護サービスの提供記録の開示
 - ・個人情報の取扱いには充分注意をしておりますが、サービス担当者会議等にてケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。
 - ・当事業所では、利用者またはご家族のご要望に応じ、介護サービス提供記録や診療録等を開示できる体制を整えております。
 - ・利用者のプライバシー保護に配慮し、原則的に閲覧が可能な方は利用者本人のみとなります。法定代理人、親族の方など本人以外の方の閲覧については、担当者までお問合せ下さい。
- 8、附則 本説明書は令和8年4月1日より施行します。

- ◆ 居宅療養管理指導の提供開始に当たり、利用者に対して上記の重要事項を説明しました。

事業所名 医療法人社団 秀林会 吉見病院
所在地 富山県滑川市清水町3番25号

管理者 病院長 林 則秀

説明者 管理栄養士 _____

- ◆ 私は、事業者から居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、サービスを受けること、並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議等において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

年 月 日 利用者 住所 _____

氏名 _____

家族 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____